



宮 崎 県 公 報

平成28年3月24日(木曜日)号外 第13号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

目 次

規 則

- 知事が保有する公文書の開示等に関する規則及び知事が保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則…………… (総務課) 1
- 専門委員等の報酬及び費用弁償の額を定める規則の一部を改正する規則…………… (人事課) 2
- 宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則…………… (行政経営課) 3
- 宮崎県医師修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則…………… (医療業務課) 8

- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の一部を改正する規則…………… (障がい福祉課) 8
- 狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則…………… (衛生管理課) 11
- 宮崎県犬取締条例施行規則の一部を改正する規則…………… (“) 12
- 道路管理者以外の者の行なう道路工事の承認に関する規則の一部を改正する規則…………… (道路保全課) 13
- 電線共同溝占用規則の一部を改正する規則…………… (“) 14
- 県立青島亜熱帯植物園管理規則の一部を改正する規則…………… (都市計画課) 14
- 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則…………… (建築住宅課) 21

規 則

知事が保有する公文書の開示等に関する規則及び知事が保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第24号

知事が保有する公文書の開示等に関する規則及び知事が保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則

(知事が保有する公文書の開示等に関する規則の一部改正)

第1条 知事が保有する公文書の開示等に関する規則(平成12年宮崎県規則第43号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(諮問書等) 第10条 [略] 2 条例第17条第2項の規定による通知は、諮問通知書(別記様式第13号)により行うものとする。 (異議申立てに係る公文書の開示に関する通知書)	(諮問書等) 第10条 [略] 2 条例第17条第3項の規定による通知は、諮問通知書(別記様式第13号)により行うものとする。 (審査請求に係る公文書の開示に関する通知書)
第11条 条例第18条において準用する条例第13条第3項の規定による通知は、異議申立てに係る公文書の開示に関する通知書(別記様式第14号)により行うものとする。	第11条 条例第18条において準用する条例第13条第3項の規定による通知は、 <u>審査請求</u> に係る公文書の開示に関する通知書(別記様式第14号)により行うものとする。

別記様式第5号、別記様式第6号及び別記様式第11号の教示を次のように改める。

(教示)

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができます。決定の取消しの訴えは、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として(宮崎県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。

別記様式第12号中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

別記様式第13号中「異議申立て」を「審査請求」に、「同条第2項」を「同条第3項」に改める。

別記様式第14号中「異議申立てに」を「審査請求に」に改め、同様式の教示を次のように改める。

(教示)

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができます。決定の取消しの訴えは、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、前記の審査請求

をした場合には、当該審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。

（知事が保有する個人情報の保護等に関する規則の一部改正）

第2条 知事が保有する個人情報の保護等に関する規則（平成15年宮崎県規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（諮問書等） 第25条 [略] 2 条例第43条第2項の規定による通知は、諮問通知書（別記様式第24号）により行うものとする。 （異議申立てに係る保有個人情報の開示に関する通知書） 第26条 条例第44条において準用する条例第24条第3項の規定による通知は、異議申立てに係る保有個人情報の開示に関する通知書（別記様式第25号）により行うものとする。	（諮問書等） 第25条 [略] 2 条例第43条第3項の規定による通知は、諮問通知書（別記様式第24号）により行うものとする。 （審査請求に係る保有個人情報の開示に関する通知書） 第26条 条例第44条において準用する条例第24条第3項の規定による通知は、審査請求に係る保有個人情報の開示に関する通知書（別記様式第25号）により行うものとする。

別記様式第6号、別記様式第7号、別記様式第13号、別記様式第16号、別記様式第17号、別記様式第21号及び別記様式第22号の教示を次のように改める。

（教示）

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができます。決定の取消しの訴えは、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。

別記様式第23号中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

別記様式第24号中「異議申立て」を「審査請求」に、「同条第2項」を「同条第3項」に改める。

別記様式第25号中「異議申立てに」を「審査請求に」に改め、同様式の教示を次のように改める。

（教示）

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができます。決定の取消しの訴えは、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

専門委員等の報酬及び費用弁償の額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第25号

専門委員等の報酬及び費用弁償の額を定める規則の一部を改正する規則

専門委員等の報酬及び費用弁償の額を定める規則（昭和31年宮崎県規則第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																
専門委員等の報酬の額は、次のとおりとし、費用弁償の額は、 <u>一般職</u> の職員の例により計算した旅費に相当する額とする。 報酬の額 <table border="1"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>報酬の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>専門委員、顧問、参与</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>講師</td> <td> 公立学校（大学を除く。）の非常勤講師 1時間につき2,660円を超えない範囲内において、一般職の職員の給与との権衡を考慮して別に定める額 </td> </tr> <tr> <td>その他の講師</td> <td> 1日につき18,800円（特に知事が必要と認める場合は、26,000円）を超えない範囲内において、一般職の職員の給与との権衡 </td> </tr> </tbody> </table>	職名	報酬の額	[略]		専門委員、顧問、参与	[略]	講師	公立学校（大学を除く。）の非常勤講師 1時間につき2,660円を超えない範囲内において、一般職の職員の給与との権衡を考慮して別に定める額	その他の講師	1日につき18,800円（特に知事が必要と認める場合は、26,000円）を超えない範囲内において、一般職の職員の給与との権衡	専門委員等の報酬の額は次のとおりとし、費用弁償の額は <u>一般職</u> の職員の例により計算した旅費に相当する額とする。 報酬の額 <table border="1"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>報酬の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>専門委員、顧問、参与</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	職名	報酬の額	[略]		専門委員、顧問、参与	[略]
職名	報酬の額																
[略]																	
専門委員、顧問、参与	[略]																
講師	公立学校（大学を除く。）の非常勤講師 1時間につき2,660円を超えない範囲内において、一般職の職員の給与との権衡を考慮して別に定める額																
その他の講師	1日につき18,800円（特に知事が必要と認める場合は、26,000円）を超えない範囲内において、一般職の職員の給与との権衡																
職名	報酬の額																
[略]																	
専門委員、顧問、参与	[略]																

を考慮して別に定める額

[略]

[略]

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第26号

宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則

宮崎県事務委任規則（昭和40年宮崎県規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
出先機関 の長	委 任 事 務	出先機関 の長	委 任 事 務
[略]		[略]	
西臼杵支 庁長	1・1の2 [略] 2 生活保護法（昭和25年法律第144号）による次の事務 (1)～(11) [略] (12) 第30条から第37条までの規定による各扶助の実施に関する事 助の実施に関する事 助の実施に関する事。 (13)～(21) [略] (22)～(26) [略] 2の2～16の2 [略] 17 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）による次の事務 (1)・(2) [略] (3) 第11条の7第1項の規定による共済規程の設定の承認及び同条第3項の規定による共済規程の変更又は廃止の承認に関する事 助の実施に関する事。 助の実施に関する事。 助の実施に関する事。 (4) 第11条の7第4項の規定による共済規程の変更の届出の受理に関する事 助の実施に関する事。 助の実施に関する事。 助の実施に関する事。 (5) 第11条の23第1項の規定による信託規程の設定の承認及び同条第3項の規定による信託規程の変更又は廃止の承認に関する事 助の実施に関する事。 助の実施に関する事。 助の実施に関する事。 (6) 第11条の29第1項の規定による宅地等供給事業実施規程の設定の承認及び同条第3項の規定による宅地等供給事業実施規程の変更又は廃止の承認に関する事 助の実施に関する事。 助の実施に関する事。 助の実施に関する事。 (7) 第11条の32第1項の規定による農業経営規程の設定の承認及び同条第3項の規定による農業経営規程の変更又は廃止の承認に関する事 助の実施に関する事。 助の実施に関する事。 助の実施に関する事。	西臼杵支 庁長	1・1の2 [略] 2 生活保護法（昭和25年法律第144号）による次の事務 (1)～(11) [略] (12) 第30条から第37条の2までの規定による各扶助の実施に関する事 助の実施に関する事。 助の実施に関する事。 助の実施に関する事。 (22) 第76条の2の規定による損害賠償請求に関する事（訴えの提起その他訴訟の処理に関する事を除く。）。 (23)～(27) [略] 2の2～16の2 [略] 17 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）による次の事務 (1)・(2) [略] (3) 第11条の17第1項の規定による共済規程の設定の承認及び同条第3項の規定による共済規程の変更又は廃止の承認に関する事 助の実施に関する事。 助の実施に関する事。 助の実施に関する事。 (4) 第11条の17第4項の規定による共済規程の変更の届出の受理に関する事 助の実施に関する事。 助の実施に関する事。 助の実施に関する事。 (5) 第11条の42第1項の規定による信託規程の設定の承認及び同条第3項の規定による信託規程の変更の承認に関する事 助の実施に関する事。 助の実施に関する事。 助の実施に関する事。 (6) 第11条の42第4項の規定による信託規程の変更又は廃止の届出の受理に関する事 助の実施に関する事。 助の実施に関する事。 助の実施に関する事。 (7) 第11条の48第1項の規定による宅地等供給事業実施規程の設定の承認及び同条第3項の規定による宅地等供給事業実施規程の変更の承認に関する事 助の実施に関する事。 助の実施に関する事。 助の実施に関する事。 (8) 第11条の48第4項の規定による宅地等供給事業実施規程の変更又は廃止の届出の受理に関する事 助の実施に関する事。 助の実施に関する事。 助の実施に関する事。 (9) 第11条の51第1項の規定による農業経営規程の設定の承認及び同条第3項の規定による農業経営規程の変更の承認に関する事 助の実施に関する事。 助の実施に関する事。 助の実施に関する事。

	<p>(8)・(9) [略]</p> <p>18 農業倉庫業法 (大正 6 年法律第15号) による次の事務</p> <p>(1) 第 6 条の規定による営業の許可に関する<u>こと。</u></p> <p>(2) 第13条の規定による業務規程変更の認可に関する<u>こと。</u></p> <p>(3) 第16条及び第17条の規定による監督に関する<u>こと。</u></p> <p>19から19の 4 まで 削除</p> <p>19の 5～25の 3 [略]</p> <p>25の 4 農業振興地域の整備に関する法律 (昭和 44年法律第58号) による次の事務</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 第15条の 2 第 7 項の規定による協議の受付に関する<u>こと。</u></p> <p>25の 5～32 [略]</p> <p>33 宮崎県屋外広告物条例による次の事務</p> <p>(1) 第 9 条、第14条及び第15条の規定による許可に関する<u>こと。</u></p> <p>(2)～(21) [略]</p> <p>34 [略]</p> <p>35 建築基準法 (昭和25年法律第 201号) による次の事務</p> <p>(1) 第 6 条第 1 項の規定による建築主事の確認を受けたことの証明に関する<u>こと。</u></p> <p>(2) 第 7 条第 5 項の規定により建築主事が検査済証を交付したことの証明に関する<u>こと。</u></p> <p>(3)～(10) [略]</p> <p>(11)～(21) [略]</p> <p>35の 2～64 [略]</p>		<p>(10) 第11条の51第 4 項の規定による農業経営規程の変更又は廃止の届出の受理に関する<u>こと。</u></p> <p>(11)・(12) [略]</p> <p>18から19の 4 まで 削除</p> <p>19の 5～25の 3 [略]</p> <p>25の 4 農業振興地域の整備に関する法律 (昭和 44年法律第58号) による次の事務</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 第15条の 2 第 8 項の規定による協議の受付に関する<u>こと。</u></p> <p>25の 5～32 [略]</p> <p>33 宮崎県屋外広告物条例による次の事務</p> <p>(1) 第 9 条、第14条、第15条及び第15条の 2 の規定による許可に関する<u>こと。</u></p> <p>(2)～(21) [略]</p> <p>34 [略]</p> <p>35 建築基準法 (昭和25年法律第 201号) による次の事務</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) 第12条第 8 項に規定する確認その他の建築基準法令の規定による処分に関する台帳の記載事項に係る証明に関する<u>こと。</u></p> <p>(10)～(20) [略]</p> <p>35の 2～64 [略]</p> <p>65 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 (平成27年法律第53号) による次の事務</p> <p>(1) 第30条第 1 項の規定による認定に関する<u>こと。</u></p> <p>(2) 第30条第 3 項 (第31条第 2 項において準用する場合を含む。) の規定による通知に関する<u>こと。</u></p> <p>(3) 第31条第 1 項の規定による認定に関する<u>こと。</u></p> <p>(4) 第32条の規定による報告の要求に関する<u>こと。</u></p> <p>(5) 第33条の規定による改善命令に関する<u>こと。</u></p> <p>(6) 第34条の規定による認定の取消しに関する<u>こと。</u></p> <p>(7) 第36条第 2 項の規定による認定に関する<u>こと。</u></p>
--	--	--	---

			<p>(8) 第37条の規定による認定の取消しに関する<u>こと。</u></p> <p>(9) 第38条第1項の規定による報告の要求及び立入検査に関する<u>こと。</u></p> <p>66 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則（平成28年宮崎県規則第34号）による次の事務</u></p> <p>(1) 第5条の規定による届出の受理に関する<u>こと。</u></p> <p>(2) 第7条の規定による報告の受理に関する<u>こと。</u></p> <p>(3) 第9条の規定による申出の受理に関する<u>こと。</u></p> <p>(4) 第11条の規定による申請の取下げの受理に関する<u>こと。</u></p>
	[略]		[略]
福祉こどもセンター所長及び福祉事務所長	<p>1 [略]</p> <p>1の2 生活保護法による次の事務</p> <p>(1)～(11) [略]</p> <p>(12) 第30条から第37条までの規定による各扶助の実施に関する<u>こと。</u></p> <p>(13)～(21) [略]</p> <p>(22)～(26) [略]</p> <p>1の3～3の4 [略]</p> <p>4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による次の事務（中央福祉こどもセンター及び北部福祉こどもセンターに限る。）</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 第46条第1項の規定による届出の受理に関する<u>こと。</u></p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) 第46条第3項の規定による届出の受理に関する<u>こと。</u></p> <p>(10)～(12) [略]</p> <p>(13) 第51条の25第1項の規定による届出の受理に関する<u>こと。</u></p> <p>(14)～(17) [略]</p> <p>4の2～9 [略]</p>	<p>福祉こどもセンター所長及び福祉事務所長</p> <p>1 [略]</p> <p>1の2 生活保護法による次の事務</p> <p>(1)～(11) [略]</p> <p>(12) 第30条から第37条の2までの規定による各扶助の実施に関する<u>こと。</u></p> <p>(13)～(21) [略]</p> <p>(22) 第76条の2の規定による損害賠償請求に関する<u>こと（訴えの提起その他訴訟の処理に関することを除く。）。</u></p> <p>(23)～(27) [略]</p> <p>1の3～3の4 [略]</p> <p>4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による次の事務（中央福祉こどもセンター及び北部福祉こどもセンターに限る。）</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 第46条第1項の規定による届出の受理に関する<u>こと（介護給付費、療養介護医療費及び訓練等給付費の請求に関する事項を除く。）。</u></p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) 第46条第3項の規定による届出の受理に関する<u>こと（介護給付費及び訓練等給付費の請求に関する事項を除く。）。</u></p> <p>(10)～(12) [略]</p> <p>(13) 第51条の25第1項の規定による届出の受理に関する<u>こと（地域相談支援給付費の請求に関する事項を除く。）。</u></p> <p>(14)～(17) [略]</p> <p>4の2～9 [略]</p> <p>10 <u>指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第95条第4項の規定による届出の受理に関する<u>こと（中央福祉こどもセンター及び北部福祉こどもセンターに限る。）。</u></u></p> <p>11 <u>介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）附則第4条第3号の規定によりなおその効力を有するものと</u></p>	

			<p>された同令第 5 条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第99条第 4 項の規定による届出の受理に関すること（中央福祉子どもセンター及び北部福祉子どもセンターに限る。）。</p> <p>12 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）による次の事務（中央福祉子どもセンター及び北部福祉子どもセンターに限る。）</p> <p>(1) 第19条第 1 項の規定による報告の要求並びに質問及び検査に関すること。</p> <p>(2) 第30条第 1 項の規定による報告の受理に関すること。</p> <p>(3) 第30条第 2 項の規定による報告の要求に関すること。</p>
保健所長	<p>1～2 [略]</p> <p>2の2 歯科技工士法施行規則の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第51号）附則第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされる同令による改正前の歯科技工士法施行規則（昭和30年厚生省令第23号）第10条の規定による合格証明書の交付の出願の受理に関すること。</p> <p>3～70 [略]</p>	保健所長	<p>1～2 [略]</p> <p>3～70 [略]</p>
[略]	[略]	[略]	[略]
農林振興局長	<p>1～2の4 [略]</p> <p>2の5 農業協同組合法による次の事務</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 第11条の7第 1 項の規定による共済規程の設定の承認及び同条第 3 項の規定による共済規程の変更又は廃止の承認に関すること。</p> <p>(4) 第11条の7第 4 項の規定による共済規程の変更の届出の受理に関すること。</p> <p>(5) 第11条の23第 1 項の規定による信託規程の設定の承認及び同条第 3 項の規定による信託規程の変更又は廃止の承認に関すること。</p> <p>(6) 第11条の29第 1 項の規定による宅地等供給事業実施規程の設定の承認及び同条第 3 項の規定による宅地等供給事業実施規程の変更又は廃止の承認に関すること。</p> <p>(7) 第11条の32第 1 項の規定による農業経営規程の設定の承認及び同条第 3 項の規定による農業経営規程の変更又は廃止の承認に関すること。</p>	農林振興局長	<p>1～2の4 [略]</p> <p>2の5 農業協同組合法による次の事務</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 第11条の17第 1 項の規定による共済規程の設定の承認及び同条第 3 項の規定による共済規程の変更又は廃止の承認に関すること。</p> <p>(4) 第11条の17第 4 項の規定による共済規程の変更の届出の受理に関すること。</p> <p>(5) 第11条の42第 1 項の規定による信託規程の設定の承認及び同条第 3 項の規定による信託規程の変更の承認に関すること。</p> <p>(6) 第11条の42第 4 項の規定による信託規程の変更又は廃止の届出の受理に関すること。</p> <p>(7) 第11条の48第 1 項の規定による宅地等供給事業実施規程の設定の承認及び同条第 3 項の規定による宅地等供給事業実施規程の変更の承認に関すること。</p> <p>(8) 第11条の48第 4 項の規定による宅地等供給事業実施規程の変更又は廃止の届出の受理に関すること。</p> <p>(9) 第11条の51第 1 項の規定による農業経営規程の設定の承認及び同条第 3 項の規定による農業経営規程の変更の承認に関すること。</p> <p>(10) 第11条の51第 4 項の規定による農業経営規程の変更又は廃止の届出の受理に関すること。</p>

<p>(8)・(9) [略]</p> <p>2の6 農業倉庫業法による次の事務</p> <p>(1) 第6条の規定による営業の許可に関する<u>こと。</u></p> <p>(2) 第13条の規定による業務規程変更の認可に関する<u>こと。</u></p> <p>(3) 第16条及び第17条の規定による監督に関する<u>こと。</u></p> <p>2の7から2の10まで 削除</p> <p>2の11～14 [略]</p> <p>15 農業振興地域の整備に関する法律による次の事務</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 第15条の2第7項の規定による協議の受付に関する<u>こと。</u></p> <p>16～26 [略]</p>	<p>(11)・(12) [略]</p> <p>2の6から2の10まで 削除</p> <p>2の11～14 [略]</p> <p>15 農業振興地域の整備に関する法律による次の事務</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 第15条の2第8項の規定による協議の受付に関する<u>こと。</u></p> <p>16～26 [略]</p>
[略]	[略]
<p>土木事務 1～18 [略]</p> <p>所長 18の2 宮崎県屋外広告物条例による次の事務</p> <p>(1) 第9条、第14条及び第15条の規定による許可に関する<u>こと。</u></p> <p>(2)～(21) [略]</p> <p>18の3～18の6 [略]</p> <p>19 建築基準法による次の事務</p> <p>(1) 第6条第1項の規定による建築主事の確認を受けたことの証明に関する<u>こと。</u></p> <p>(2) 第7条第5項の規定により建築主事が検査済証を交付したことの証明に関する<u>こと。</u></p> <p>(3)～(10) [略]</p> <p>(11)～(21) [略]</p> <p>19の2～41 [略]</p>	<p>土木事務 1～18 [略]</p> <p>所長 18の2 宮崎県屋外広告物条例による次の事務</p> <p>(1) 第9条、第14条、<u>第15条及び第15条の2</u>の規定による許可に関する<u>こと。</u></p> <p>(2)～(21) [略]</p> <p>18の3～18の6 [略]</p> <p>18の7 <u>使用料及び手数料徴収条例第5条の規定による青島亜熱帯植物園使用料の減免(青島亜熱帯植物園使用料減免取扱要領(平成28年3月24日定め)に基づくものに限る。)</u>に関する<u>こと(宮崎土木事務所に限る。)</u>。</p> <p>19 建築基準法による次の事務</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) 第12条第8項に規定する確認その他の建築基準法令の規定による処分に関する台帳の記載事項に係る証明に関する<u>こと。</u></p> <p>(10)～(20) [略]</p> <p>19の2～41 [略]</p> <p>42 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律による次の事務</u></p> <p>(1) 第30条第1項の規定による認定に関する<u>こと。</u></p> <p>(2) 第30条第3項(第31条第2項において準用する場合を含む。)の規定による通知に関する<u>こと。</u></p> <p>(3) 第31条第1項の規定による認定に関する<u>こと。</u></p> <p>(4) 第32条の規定による報告の要求に関する<u>こと。</u></p> <p>(5) 第33条の規定による改善命令に関する<u>こと。</u></p> <p>(6) 第34条の規定による認定の取消しに関する<u>こと。</u></p>

<p>[略]</p>	<p>(7) 第36条第2項の規定による認定に関する こと。</p> <p>(8) 第37条の規定による認定の取消しに関する こと。</p> <p>(9) 第38条第1項の規定による報告の要求及び 立入検査に関すること。</p> <p>43 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する 法律施行細則による次の事務</p> <p>(1) 第5条の規定による届出の受理に関する こと。</p> <p>(2) 第7条の規定による報告の受理に関する こと。</p> <p>(3) 第9条の規定による申出の受理に関する こと。</p> <p>(4) 第11条の規定による申請の取下げの受理 に関すること。</p>
[略]	[略]

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、別表保健所長の項第2号の2を削る改正規定は公布の日から、同表土木事務所長の項第18号の6の次に1号を加える改正規定は同年3月26日から施行する。

宮崎県医師修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第27号

宮崎県医師修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県医師修学資金貸与条例施行規則（平成18年宮崎県規則第67号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後						
<p>(指定医療機関)</p> <p>第2条 条例第2条第2号の公的医療機関等のうち規則で定めるものは、次に掲げる公的医療機関等とする。ただし、第2号及び第3号に規定する公的医療機関については、修学資金の貸与を受けた者が、当該各号に掲げる診療科の業務に従事する場合に限る。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 小児科、麻酔科、産科（産科の診療を行う産婦人科を含む。）又は救急科を標ぼうする公的医療機関</p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>様式第11号（第14条関係）</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">従事希望診療科</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> </table> <p>[略]</p>	[略]	従事希望診療科	[略]	<p>(指定医療機関)</p> <p>第2条 条例第2条第2号の公的医療機関等のうち規則で定めるものは、次に掲げる公的医療機関等とする。ただし、第2号及び第3号に規定する公的医療機関については、修学資金の貸与を受けた者が、当該各号に掲げる診療科等の業務に従事する場合に限る。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 小児科、麻酔科、産科（産科の診療を行う産婦人科を含む。）若しくは救急科を標ぼうする公的医療機関又は総合診療（患者を総合的に診断し、必要に応じ、治療を行い、又は当該患者の疾患の状態に応じた適切な診療科若しくは医療機関を紹介することをいう。）を行う公的医療機関</p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>様式第11号（第14条関係）</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">従事希望診療科等</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> </table> <p>[略]</p>	[略]	従事希望診療科等	[略]
[略]							
従事希望診療科							
[略]							
[略]							
従事希望診療科等							
[略]							

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月24日

宮崎県規則第28号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（平成26年宮崎県規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>様式第4号（その1）（第5条関係）</p> <p>〔略〕</p> <p>1・2 〔略〕</p> <p>3 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。</p> <p>4 この処分の取消しを求める訴えは、<u>この処分の通知を受けた日の翌日</u>から起算して6か月以内に限り、宮崎県を被告として（訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県知事となります。）提起することができます。ただし、<u>この処分の通知を受けた日の翌日</u>から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p> <p>5 <u>この処分の通知を受けた日の翌日</u>から起算して60日以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する<u>裁決の送達を受けた日の翌日</u>から起算して6か月以内であれば、提起することができます。ただし、その審査請求に対する<u>裁決の送達を受けた日の翌日</u>から起算して6か月以内であっても、その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p>	<p>様式第4号（その1）（第5条関係）</p> <p>〔略〕</p> <p>1・2 〔略〕</p> <p>3 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>3か月</u>以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。</p> <p>4 この処分の取消しを求める訴えは、<u>この処分があったことを知った日の翌日</u>から起算して6か月以内に限り、宮崎県を被告として（訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県知事となります。）提起することができます。ただし、<u>この処分があったことを知った日の翌日</u>から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p> <p>5 <u>この処分があったことを知った日の翌日</u>から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する<u>裁決があったことを知った日の翌日</u>から起算して6か月以内であれば、提起することができます。ただし、その審査請求に対する<u>裁決があったことを知った日の翌日</u>から起算して6か月以内であっても、その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p>
<p>様式第4号（その2）（第5条関係）</p> <p>〔略〕</p> <p>1～3 〔略〕</p> <p>4 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。</p> <p>5 この処分の取消しを求める訴えは、<u>この処分の通知を受けた日の翌日</u>から起算して6か月以内に限り、宮崎県を被告として（訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県知事となります。）提起することができます。ただし、<u>この処分の通知を受けた日の翌日</u>から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p> <p>6 <u>この処分の通知を受けた日の翌日</u>から起算して60日以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する<u>裁決の送達を受けた日の翌日</u>から起算して6か月以内であれば、提起することができます。ただし、その審査請求に対する<u>裁決の送達を受けた日の翌日</u>から起算して6か月以内であっても、その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p>	<p>様式第4号（その2）（第5条関係）</p> <p>〔略〕</p> <p>1～3 〔略〕</p> <p>4 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>3か月</u>以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。</p> <p>5 この処分の取消しを求める訴えは、<u>この処分があったことを知った日の翌日</u>から起算して6か月以内に限り、宮崎県を被告として（訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県知事となります。）提起することができます。ただし、<u>この処分があったことを知った日の翌日</u>から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p> <p>6 <u>この処分があったことを知った日の翌日</u>から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する<u>裁決があったことを知った日の翌日</u>から起算して6か月以内であれば、提起することができます。ただし、その審査請求に対する<u>裁決があったことを知った日の翌日</u>から起算して6か月以内であっても、その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p>
<p>様式第4号（その3）（第5条関係）</p> <p>〔略〕</p> <p>1～3 〔略〕</p> <p>4 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。</p>	<p>様式第4号（その3）（第5条関係）</p> <p>〔略〕</p> <p>1～3 〔略〕</p> <p>4 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>3か月</u>以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。</p>

5 この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に限り、宮崎県を被告として（訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県知事となります。）提起することができます。ただし、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

6 この処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます。ただし、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第8号（第9条関係）

〔略〕

1・2 〔略〕

3 あなたの入院中、手紙やはがきなどの発信や受信は制限されません。ただし、封書に異物が同封されていると判断される場合、病院の職員の立会いのもとで、あなたに開封してもらい、その異物は病院に預かることがあります。

4～7 〔略〕

8 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。

9 この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に限り、宮崎県を被告として（訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県知事となります。）提起することができます。ただし、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

10 この処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます。ただし、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第18号（第16条関係）

〔略〕

（教示）

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に審査請求をすることができます。処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、前記の審査請求をしたときには、当該審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。

様式第24号（第19条関係）

〔略〕

5 この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に限り、宮崎県を被告として（訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県知事となります。）提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

6 この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます。ただし、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第8号（第9条関係）

〔略〕

1・2 〔略〕

3 あなたの入院中、手紙やはがきなどの発信や受信は制限されません。ただし、封書に異物が同封されていると判断される場合は、病院の職員の立会いのもとで、あなたに開封してもらい、その異物は病院で預かることがあります。

4～7 〔略〕

8 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。

9 この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に限り、宮崎県を被告として（訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県知事となります。）提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

10 この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます。ただし、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第18号（第16条関係）

〔略〕

（教示）

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に審査請求をすることができます。この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、前記の審査請求をしたときには、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。

様式第24号（第19条関係）

〔略〕

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に宮崎県知事に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に限り、宮崎県を被告として（訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県知事となります。）提起することができます。ただし、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 この処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます。ただし、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その異議申立てに対する決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第26号（第21条関係）

〔略〕

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に宮崎県知事に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に限り、宮崎県を被告として（訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県知事となります。）提起することができます。ただし、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 この処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます。ただし、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その異議申立てに対する決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第29号

狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則

狂犬病予防法施行細則（昭和25年宮崎県規則第 111号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(費用の負担)	
第5条 法第6条第1項又は第18条第1項の規定により抑留した犬の所有者（所有者以外の者が管理する場合には、その者）から法	

<p>第23条第2の3に規定する犬の抑留中の飼養管理費及びその返還に要する費用として、次の各号に掲げる費用の区分に応じ当該各号に定める金額を徴収する。</p> <p>(1) 犬の抑留中の飼養管理に要する費用</p> <p style="text-align: right;">1 頭 1 日につき 430円</p> <p>(2) 犬の返還に要する費用</p> <p style="text-align: right;">1 頭につき 4,110円</p> <p>第6条 [略]</p>	<p>第5条 [略]</p>
--	----------------

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

宮崎県犬取締条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第30号

宮崎県犬取締条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県犬取締条例施行規則（昭和47年宮崎県規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(費用の負担)</p> <p>第8条 条例第9条の飼育管理及び返還に要する費用として規則で定める額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 犬の抑留中の飼育管理に要する費用 1 頭 1 日につき 430円</p> <p>(2) 犬の返還に要する費用 1 頭につき 4,110円</p> <p>第9条・第10条 [略]</p> <p>様式第2号（第4条関係） [略]</p> <p style="text-align: right;">宮 崎 県 知 事 殿 宮崎県公安委員会</p> <p>[略]</p> <p>様式第3号（第4条関係） [略]</p> <p style="text-align: right;">宮崎県知事 印</p> <p>[略]</p> <p>(注) この指示について不服があるときは、この指示があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に宮崎県知事に対して審査請求をすることができます。指示の取消しの訴えは、指示があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に前記の審査請求をしたときには、当該審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表となります。）提起することができます。</p> <p>様式第4号（第5条関係） [略]</p> <p style="text-align: right;">宮崎県知事 印</p> <p>[略]</p> <p>(注) この命令について不服があるときは、この命令があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に宮崎県知事に対して審査請求をすることができます。命令の取消しの訴えは、指示があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に前記の審査請求をしたときには、当該審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、</p>	<p>第8条・第9条 [略]</p> <p>様式第2号（第4条関係） [略]</p> <p style="text-align: right;">保 健 所 長 殿 宮崎県公安委員会</p> <p>[略]</p> <p>様式第3号（第4条関係） [略]</p> <p style="text-align: right;">保健所長 印</p> <p>[略]</p> <p>(注) この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができます。処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、前記の審査請求をしたときには、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表となります。）提起することができます。</p> <p>様式第4号（第5条関係） [略]</p> <p style="text-align: right;">保健所長 印</p> <p>[略]</p> <p>(注) この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができます。処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、前記の審査請求をしたときには、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か</p>

宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表となります。）提起することができます。 様式第 5 号（第 5 条関係） 〔略〕 宮崎県知事殿 〔略〕	月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表となります。）提起することができます。 様式第 5 号（第 5 条関係） 〔略〕 保健所長 殿 〔略〕
--	---

附 則

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

道路管理者以外の者の行なう道路工事の承認に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第31号

道路管理者以外の者の行なう道路工事の承認に関する規則の一部を改正する規則

道路管理者以外の者の行なう道路工事の承認に関する規則（昭和42年宮崎県規則第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>道路管理者以外の者の行なう道路工事の承認に関する規則 （目的）</p> <p>第 1 条 この規則は、道路法（昭和27年法律第 180号）第24条の規定に基づく道路管理者以外の者の行なう道路に関する工事（以下「工事」という。）の承認について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（構造基準）</p> <p>第 4 条 工事は、道路構造令（昭和33年政令第 244号）に規定する基準のほか、知事が別に定める基準に適合するものでなければならない。ただし、当該基準によることが著しく不相当で、特に知事が認めたときは、当該基準によらないことができる。</p> <p>（承認を受けたことの表示）</p> <p>第 6 条 工事について承認を受けた者（以下「工事施行者」という。）は、工事施行中現地に、次に掲げる事項を表示しなければならない。</p> <p>（1）・（2） 〔略〕</p> <p>（3） 工事の場所および数量</p> <p>（4）・（5） 〔略〕</p> <p>（工事標識）</p> <p>第 8 条 工事施行者は、工事实施中、知事が別に定めた基準により工事標識その他必要な施設を設け、一般交通の安全をはからなければならない。</p> <p>様式第 2 号（第 5 条関係） 〔略〕</p> <p style="text-align: right;">（裏）</p> <p>〔略〕</p>	<p>道路管理者以外の者の行なう道路工事の承認に関する規則 （目的）</p> <p>第 1 条 この規則は、道路法（昭和27年法律第 180号）第24条の規定に基づく道路管理者以外の者の行なう道路に関する工事（以下「工事」という。）の承認について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（構造基準）</p> <p>第 4 条 工事は、道路構造令（昭和45年政令第 320号）に規定する基準のほか、知事が別に定める基準に適合するものでなければならない。ただし、当該基準によることが著しく不相当で、特に知事が認めたときは、当該基準によらないことができる。</p> <p>（承認を受けたことの表示）</p> <p>第 6 条 工事について承認を受けた者（以下「工事施行者」という。）は、工事施行中現地に、次に掲げる事項を表示しなければならない。</p> <p>（1）・（2） 〔略〕</p> <p>（3） 工事の場所及び数量</p> <p>（4）・（5） 〔略〕</p> <p>（工事標識）</p> <p>第 8 条 工事施行者は、工事实施中、知事が別に定めた基準により工事標識その他必要な施設を設け、一般交通の安全を<u>図ら</u>なければならない。</p> <p>様式第 2 号（第 5 条関係） 〔略〕 （<u>教示</u>）</p> <p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、宮崎県を被告として（訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p style="text-align: right;">（裏）</p> <p>〔略〕</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別記様式第 2 号の改正規定は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

電線共同溝占用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第32号

電線共同溝占用規則の一部を改正する規則

電線共同溝占用規則（平成8年宮崎県規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																												
別記 様式第1号（第2条関係） [略] <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">敷</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">設</td> <td style="text-align: center;">敷設年次計画</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">画</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table>	[略]		敷	[略]	設	敷設年次計画	計		画		[略]		[略]		別記 様式第1号（第2条関係） [略] <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">敷</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">設</td> <td style="text-align: center;">敷設年次計画</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">電線及び電柱の撤去完了</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">画</td> <td style="text-align: center;">年 月</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table>	[略]		敷	[略]	設	敷設年次計画	計	電線及び電柱の撤去完了	画	年 月	[略]		[略]	
[略]																													
敷	[略]																												
設	敷設年次計画																												
計																													
画																													
[略]																													
[略]																													
[略]																													
敷	[略]																												
設	敷設年次計画																												
計	電線及び電柱の撤去完了																												
画	年 月																												
[略]																													
[略]																													

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

県立青島亜熱帯植物園管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第33号

県立青島亜熱帯植物園管理規則の一部を改正する規則

県立青島亜熱帯植物園管理規則（平成17年宮崎県規則第79号）の一部を次のとおり改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p><u>（大温室の開館時間）</u></p> <p>第2条 亜熱帯植物園の大温室の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、知事は、必要があると認めるときは、臨時に同項に定める開館時間を変更することができる。</p> <p><u>（大温室の休館日）</u></p> <p>第3条 大温室の休館日は、12月29日から12月31日までの日とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、知事は、必要があると認めるときは、臨時に、同項に掲げる日を休館日とせず、又は同項に掲げる日以外の日を休館日とすることができる。</p> <p><u>（利用の拒否等）</u></p> <p>第4条 知事は、亜熱帯植物園を利用しようとする者又は利用している者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その者の利用を拒否し、又はその者に退去を命ずることができる。</p> <p>（1） 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。</p> <p>（2） 亜熱帯植物園の施設及び備品をき損するおそれがあると認められるとき。</p> <p>（3） その他亜熱帯植物園の管理運営上利用させることが適当でないと認められるとき。</p>	<p><u>（開園時間）</u></p> <p>第2条 亜熱帯植物園の開園時間は、午前8時30分から午後5時までとする。ただし、大温室、管理棟及び学習棟（学習室を含む。）においては、午前9時から午後5時までとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、知事は、必要があると認めるときは、臨時に同項に定める開園時間を変更することができる。</p> <p><u>（休園日）</u></p> <p>第3条 亜熱帯植物園の休園日は、12月29日から12月31日までの日とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、知事は、必要があると認めるときは、臨時に同項に掲げる日を休園日とせず、又は同項に掲げる日以外を休園日とすることができる。</p> <p><u>（亜熱帯植物園を利用する者の遵守事項）</u></p> <p>第4条 亜熱帯植物園を利用しようとする者又は利用している者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>（1） 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれのある行為をしないこと。</p> <p>（2） 亜熱帯植物園の施設、設備及び備品を毀損し、又は滅失するおそれがあると認められる行為をしないこと。</p> <p>（3） 他人の迷惑となるような行為をしないこと。</p> <p>（4） その他法令、条例、規則等及び知事の指示に従うこと。</p> <p>2 知事は、前項に掲げる事項を遵守しない者の利用を拒否し、又はその者に退去を命ずることができる。</p> <p><u>（学習室の利用の許可の申請）</u></p>

第5条 学習室を利用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。ただし、知事がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の許可を受けようとする者は、利用しようとする日の30日前までに、亜熱帯植物園学習室利用許可申請書（別記様式第1号。以下「利用許可申請書」という。）を知事に提出しなければならない。ただし、申請する期日について知事が特に認めたときは、この限りでない。

（学習室の利用の許可）

第6条 知事は、前条第2項の規定により利用許可申請書の提出があった場合において、利用の許可をするときは当該申請者に亜熱帯植物園学習室利用許可書（別記様式第2号）を交付するものとし、利用の許可をしないときは当該申請者に亜熱帯植物園学習室利用不許可通知書（別記様式第3号）により通知するものとする。

2 知事は、必要があると認めるときは、前項の許可に管理運営上必要な条件を付することができる。

（学習室の利用の許可の基準）

第7条 知事は、学習室を利用しようとする者の利用が次の各号のいずれかに該当するときは、学習室の利用を許可しないものとする。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められるとき。

(2) 学習室の設備及び備品を毀損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(3) 利用許可申請書の内容に偽りがあるとき。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又はこれら暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者の利益になると認められるとき。

(5) その他学習室の管理運営上支障があると認められるとき。

（学習室の利用の許可の取消し等）

第8条 知事は、学習室の利用者が第4条第1項の規定又は許可された利用の目的若しくは条件に違反したときは、学習室の利用の許可を取り消し、又は利用を中止させることができる。

（学習室の利用の許可の取消しの申出）

第9条 学習室の利用者が利用の許可の取消しの申出をするときは、亜熱帯植物園学習室利用許可取消申出書（別記様式第4号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による亜熱帯植物園学習室利用許可取消申出書の提出があったときは、当該申出書に係る利用の許可を取り消し、その旨を当該利用者に通知するものとする。

第10条 [略]

（指定管理者による管理の場合の読替え）

第11条 条例第10条の規定により亜熱帯植物園の管理を指定管理者に行わせる場合（以下「指定管理者による管理の場合」という。）

における第2条から前条までの規定の適用については、第2条第2項及び第3条第2項中「知事は、必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て」と、第4条から第9条までの規定中「知事」とあるのは「指定管理者」と、前条中「知事は、必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て」と読み替えるものとする。

第5条 [略]

（指定管理者による管理の場合の読替）

第6条 条例第10条の規定により亜熱帯植物園の管理を指定管理者に行わせる場合（以下「指定管理者による管理の場合」という。）

における第2条から前条までの規定の適用については、第2条第2項及び第3条第2項中「知事は、必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て」と、第4条中「知事」とあるのは「指定管理者」と、前条中「知事は、必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て」と読み替えるものとする。

(利用料金の支払)

第7条 指定管理者による管理の場合は、利用者は、当該指定管理者に大温室に係る利用料金(条例第10条の5第1項に規定する利用料金をいう。以下同じ。)を支払わなければならない。

第8条～第11条 [略]

(利用料金の承認)

第12条 指定管理者は、条例第10条の5第3項の承認を受けようとするときは、利用料金承認申請書(別記様式)に収支見込書その他知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(協定書の締結)

第13条 知事は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

- (1) [略]
- (2) 第11条各号に掲げる基準に関し必要な事項
- (3)・(4) [略]

第14条～第17条 [略]

別記様式を次のように改め、同様式を別記様式第1号とする。

(使用料の支払)

第12条 指定管理者による管理の場合は、学習室の使用料(使用料及び手数料徴収条例(平成12年宮崎県条例第9号)第2条第1項第16号に規定する使用料をいう。)は、当該指定管理者に支払わなければならない。

第13条～第16条 [略]

(協定書の締結)

第17条 知事は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

- (1) [略]
- (2) 前条各号に掲げる基準に関し必要な事項
- (3)・(4) [略]

第18条～第21条 [略]

別記

様式第 1 号 (第 5 条関係)

亜熱帯植物園学習室利用許可申請書

年 月 日

宮崎県知事 殿

(指定管理者 様)

申請者 住 所

氏 名 ㊤

電話番号

〔 法人等にあつては、主たる事務所の所在地
並びに名称及び代表者の氏名 〕

下記のとおり亜熱帯植物園学習室を利用したいので、県立青島亜熱帯植物園管理規則第 5 条第 2 項の規定により申請します。

記

利 用 目 的	
利用予定日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
団体利用の場合の責任者	住 所 勤務先等 職・氏名 電話番号
利 用 人 数	人
冷暖房機器の利用の有無	
そ の 他	

(注) 申請者の氏名(法人等にあつては、その代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

別記様式第 1 号の次に次の 3 様式を加える。

様式第 2 号 (第 6 条関係)

亜熱帯植物園学習室利用許可書

文 書 番 号

年 月 日

様

宮 崎 県 知 事 印

(指定管理者 印)

年 月 日付けで申請のあった亜熱帯植物園学習室の利用については、
県立青島亜熱帯植物園管理規則第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり許可します。

記

利 用 目 的	
利 用 予 定 日 時	年 月 日 時 分 から 年 月 日 時 分 まで ----- 年 月 日 時 分 から 年 月 日 時 分 まで
利 用 人 数	人
利 用 の 条 件 等	

様式第 3 号 (第 6 条関係)

亜熱帯植物園学習室利用不許可通知書

文 書 番 号

年 月 日

様

宮 崎 県 知 事 函
(指定管理者 印)

年 月 日付けで申請のあった亜熱帯植物園学習室の利用については、
下記の理由により許可できませんので、県立青島亜熱帯植物園管理規則第 6 条第 1 項
の規定により通知します。

記

不許可の理由

様式第 4 号 (第 9 条関係)

亜熱帯植物園学習室利用許可取消申出書

年 月 日

宮崎県知事 殿

(指定管理者 様)

申請者 住 所

氏 名 ㊟

電話番号

〔 法人等にあつては、主たる事務所の所在地
並びに名称及び代表者の氏名 〕

年 月 日付け

で許可のあつた亜熱帯植物園学習室

の利用については、下記の理由により利用を中止したいので、県立青島亜熱帯植物園
管理規則第 9 条第 1 項の規定により、許可の取消しを申し出ます。

記

許可の取消しを申し出る理由

附 則

この規則は、平成28年3月26日から施行する。

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則をここに公布する。

平成28年3月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第34号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、法及び省令で使用する用語の例による。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 登録建築物調査機関 エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関をいう。
- (2) 登録住宅性能評価機関 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。
- (3) 技術的審査 建築物エネルギー消費性能向上計画が法第30条第1項第1号（法第31条第2項において準用する場合を含む。）に掲げる基準又は建築物が法第36条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能基準（次号において「基準」という。）に適合するかどうかを確認するために、登録建築物調査機関又は登録住宅性能評価機関が行う審査をいう。
- (4) 技術的審査適合証 基準に適合していることを証明するものとして登録建築物調査機関又は登録住宅性能評価機関が発行する書類をいう。

(認定申請書に添付する図書)

第3条 省令第1条第1項又は省令第7条第1項に規定する知事が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

- (1) 技術的審査を受けた場合にあっては、技術的審査適合証
- (2) その他知事が必要と認める図書

(認定しない旨の通知)

第4条 知事は、法第30条第1項（法第31条第2項において準用する場合を含む。）又は法第36条第2項の認定をしないときは、その旨を、認定しない旨の通知書（別記様式第1号）により当該認定を申請した者に通知するものとする。

(軽微な変更の届出)

第5条 認定建築主は、省令第4条に規定する軽微な変更をしようとするときは、認定建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更届出書（別記様式第2号）に変更部分を記載した図書を添えて知事に届け出なければならない。ただし、第7条の規定による報告をした後においては、この限りでない。

(状況の報告)

第6条 認定建築主又は法第36条第2項の認定を受けた者は、法第32条又は法第38条第1項の規定により報告を求められたときは、認定建築物エネルギー消費性能向上計画（認定エネルギー消費性能基準適合建築物）状況報告書（別記様式第3号）に報告内容を説明するための図書を添えて知事に報告しなければならない。

(完了の報告)

第7条 認定建築主は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等が完了したときは、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等が完了した旨の報告書（別記様式第4号）により知事に報告しなければならない。

(改善に関する命令書)

第8条 法第33条の規定による命令は、改善に関する命令書（別記様式第5号）により行うものとする。

(取りやめの申出)

第9条 認定建築主は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等を取りやめるときは、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等を取りやめる旨の申出書（別記様式第6号）に当該取りやめに係る建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書（変更の認定を受けた者にあっては、建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定通知書）を添えて知事に申し出るものとする。

(認定取消通知書)

第10条 法第34条又は法第37条の規定による取消は、建築物エネルギー消費性能向上計画（建築物エネルギー消費性能基準適合）認定取消通知書（別記様式第7号）により行うものとする。

(申請の取下げ)

第11条 法第29条第1項又は法第36条第2項の規定による認定を受ける前に当該申請を取り下げようとする者は、認定申請取下げ届（別記

様式第 8 号) を知事に提出しなければならない。

(書類の経由)

第12条 法、省令又はこの規則の規定により知事に提出する書類は、当該建築物が所在する区域を所管する西臼杵支庁又は土木事務所の長を経由しなければならない。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別記

様式第 1 号 (第 4 条関係)

認定しない旨の通知書

タ ッ

住所 (所在地)

氏名 (名称)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律

第30条第 1 項

第31条第 2 項において準用する同法第30条第 1 項

第36条第 2 項

の認定をしないこととしました。

平成 年 月 日

西臼杵支庁長

土木事務所長

印

- 1 申請年月日
年 月 日
- 2 申請者の氏名
- 3 申請に係る建築物の位置
- 4 理由

(教示)

この処分不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができます。処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、前記の審査請求をしたときには当該審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、宮崎県を被告として (訴訟において宮崎県を代表する者は、宮崎県知事となります。) 提起することができます。

様式第 2 号 (第 5 条関係)

認定建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更届出書

年 月 日

宮崎県知事 殿

認定建築主 住所
氏名 印
電話番号

〔法人等にあつては、主たる事務所の
所在地並びに名称及び代表者の氏名〕

認定建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更をしたいので、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第 5 条の規定により届け出ます。

- 1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号
第 号
- 2 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日
年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 変更の内容
- 5 変更の内容が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第 4 条に規定する軽微な変更該当することを確認した建築士等
() 建築士 () 登録第 号
住所
氏名 印
() 建築士事務所 () 知事登録第 号
所在地
名称 印

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	決裁欄	備考
年 月 日		
第 号		
係員印		

(注)

- 1 認定建築主が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載すること。
- 2 認定建築主の氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 3 正副 2 部提出すること。
- 4 届出書の大きさは A 4 サイズとすること。

様式第 3 号 (第 6 条関係)

認定建築物エネルギー消費性能向上計画 (認定エネルギー消費性能基準適合建築物) 状況報告書

年 月 日

宮崎県知事 殿

報告者 住所
氏名 印
電話番号(法人等にあつては、主たる事務所の
所在地並びに名称及び代表者の氏名)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 第32条
第38条第1項 の規定により報告の求め
のあった次の 認定建築物エネルギー消費性能向上計画
認定エネルギー消費性能基準適合建築物 の状況について、建築物のエネルギ
ー消費性能の向上に関する法律施行細則第 6 条の規定により報告します。

- 1 建築物エネルギー消費性能向上計画 (エネルギー消費性能基準適合建築物) の認定番号
第 号
- 2 建築物エネルギー消費性能向上計画 (エネルギー消費性能基準適合建築物) の認定年月日
年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 報告内容

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	決裁欄	備 考
年 月 日		
第 号		
係員印		

(注)

- 1 報告者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載すること。
- 2 報告者の氏名 (法人にあつては、その代表者の氏名) の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 3 正副 2 部提出すること。
- 4 報告書の大きさは A4 サイズとすること。

様式第 4 号 (第 7 条関係)

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等が完了した旨の報告書

年 月 日

宮崎県知事 殿

認定建築主 住所
氏名 印
電話番号

(法人等にあつては、主たる事務所の
所在地並びに名称及び代表者の氏名)

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等が完了したので、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第 7 条の規定により報告します。

- 1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号
第 号
- 2 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日
年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づき建築物の新築等が完了したことを確認した建築士等

() 建築士 () 登録第 号

住所

氏名

印

() 建築士事務所 () 知事登録第 号

所在地

名称

印

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	決裁欄	備考
年 月 日		
第 号		
係員印		

(注)

- 1 認定建築主が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載すること。
- 2 認定建築主の氏名 (法人にあつてはその代表者の氏名) の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 3 正副 2 部提出すること。
- 4 報告書の大きさは A 4 サイズとすること。

様式第 5 号 (第 8 条関係)

改善に関する命令書

タ ッ
住所 (所在地)
氏名 (名称)

次の認定建築物エネルギー消費性能向上計画について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第33条の規定により改善に必要な措置を命じます。

平成 年 月 日

西臼杵支庁長 印
土木事務所長

- 1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号
第 号
- 2 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日
年 月 日
- 3 認定建築主の氏名 (名称)
- 4 認定に係る建築物の位置
- 5 命ずる措置
- 6 改善の期限
年 月 日

(教示)

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができます。処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、前記の審査請求をしたときには当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として (訴訟において宮崎県を代表する者は、宮崎県知事となります。) 提起することができます。

様式第 6 号 (第 9 条関係)

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等を取りやめる旨の申出書

年 月 日

宮崎県知事 殿

認定建築主 住所
氏名 印

電話番号

〔法人等にあつては、主たる事務所の
所在地並びに名称及び代表者の氏名〕

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等を取りやめたいので、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第 9 条の規定により申し出ます。

- 1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号
第 号
- 2 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日
年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 取りやめる理由

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	決裁欄	備考
年 月 日		
第 号		
係員印		

(注)

- 1 認定建築主が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載すること。
- 2 認定建築主の氏名 (法人にあつてはその代表者の氏名) の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 3 正副 2 部提出すること。
- 4 申出書の大きさは A 4 サイズとすること。

様式第 7 号 (第 10 条関係)

建築物エネルギー消費性能向上計画 (建築物エネルギー消費性能基準適合) 認定取消通知書

タ ッ
住所 (所在地)
氏名 (名称)

次の (認定建築物エネルギー消費性能向上計画
認定エネルギー消費性能基準適合建築物) については、建築物のエネルギー消費性
能の向上に関する法律 (第 34 条
第 37 条) の規定により認定を取り消しました。

平成 年 月 日

西臼杵支庁長 印
土木事務所長

- 1 建築物エネルギー消費性能向上計画 (建築物エネルギー消費性能基準適合) の認定番号
第 号
- 2 建築物エネルギー消費性能向上計画 (建築物エネルギー消費性能基準適合) の認定年月日
年 月 日
- 3 認定を受けた者の氏名 (名称)
- 4 認定に係る建築物の位置
- 5 理由

(教示)

この処分不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができます。処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、前記の審査請求をしたときには当該審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、宮崎県を被告として (訴訟において宮崎県を代表する者は、宮崎県知事となります。) 提起することができます。

様式第 8 号 (第 11 条関係)

認定申請取下げ届

年 月 日

宮崎県知事 殿

届出者 住所

氏名

印

電話番号

〔法人等にあつては、主たる事務所の
所在地並びに名称及び代表者の氏名〕

認定申請を取り下げたいので、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第 11 条の規定により届け出ます。

- 1 認定申請受付番号
第 号
- 2 認定申請受付年月日
年 月 日
- 3 認定申請に係る建築物の位置
- 4 取り下げる理由

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	決裁欄	備 考
年 月 日		
第 号		
係員印		

(注)

- 1 届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載すること。
- 2 届出者の氏名 (法人にあつてはその代表者の氏名) の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 3 正副 2 部提出すること。
- 4 取下げ届の大きさは A4 サイズとすること。